

2025 年 7 月

各 位

<手形・小切手の全面電子化に向けた対応についてのお知らせ>

平素はご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、金融界は全国銀行協会が策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」のもと、「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げています。手形・小切手の電子化は、管理リスクの低減、事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがあります。

神奈川銀行は、こうした手形・小切手の電子化に向けた取り組みとして、下記の対応を実施します。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限：2026 年 9 月 30 日（水）

- ・ 手形・小切手の新規発行は 2025 年 12 月末までを予定しており、現金払出の代替手段については、当座預金払戻請求書帳を新たに制定する予定です。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日：2026 年 9 月 30 日（水）

3. 自己宛小切手の新規発行受付終了

新規発行受付終了日：2025 年 12 月 30 日（火）

- ・ 手形・小切手の新規発行受付終了日と同日とします。

<手形・小切手の全面的な電子化について>

神奈川銀行では手形・小切手の代替サービスとして「神奈川銀行でんさいサービス (※)」や「かなぎんビジネスダイレクト（「ライト」は月額基本料無料）」をご用意しておりますので、お客さまには、電子決済手段への移行をご検討下さいますようお願い申し上げます。

(※) ご利用にあたっては、当行所定の審査があります。審査結果によっては、ご希望に沿えない場合がありますので、ご了承ください。

以 上